

国立オリンピック記念青少年総合センター利用細則

平成18年4月1日
所長裁定
平成19年4月1日
一部改正
平成24年4月1日
一部改正
平成29年9月12日
一部改正

(趣旨)

第1条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 センターを利用しようとする者は、所定の申込書を次の表に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

区 分	受 付 期 間
青少年及び青少年 教育関係者	利用開始日の1年前から利用開始日の前日までとする。
一 般	利用開始日の10ヶ月前から利用開始日の前日までとする。

ただし、国際的・全国的・大規模な事業等長期間の準備期間を必要とする事業で、センターの事業の円滑な実施を妨げない範囲において、所長が特に必要があると認めたものについては、2年前から利用の申込みを受付けることができる。

なお、プールの受付期間は、利用開始日の3ヶ月前から利用開始日の前日までとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて研修計画について指導及び助言を行うとともに、施設設備の状況等を確認して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第4条 利用者は、宿泊室・研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第5条 利用者の食事は、センターの食堂において提供するものとする。ただし、特別

の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒等)

第6条 利用者は、所定の場所以外での喫煙をしてはならない。

2 利用者は、所定の場所及び時間のほか、酒類の飲用をしてはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第8条 利用者は、センターの諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第9条 所長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

一 利用規則第4条各号及び本細則第8条第1項に違反し又は違反するおそれがある場合

二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限)

第10条 所長は、第3条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が2回以上行われた利用団体（個人でセンターを利用する者を含む。）について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成29年9月12日から施行する。